

会議録（平成26年度第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成26年7月15日（火） 午後1時30分～午後4時15分
- 2 場 所 愛知県庁西庁舎 第11会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、梅原委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員
（県建設部）市川建設部技監、下水道課長、公営住宅課長、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課長、農地整備課長、森林保全課長 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)あいさつ
 - (3)議事
 - ① 平成26年度事業評価監視委員会の予定について
 - ② 平成26年度審議対象とする事業及び抽出方法等について
 - ③ 第2回委員会審議対象事業の抽出について
 - ④ 対象事業の審議
 - 【再評価】下水道事業
林道事業
 - 【事後評価】公営住宅等整備事業
農業農村整備事業
 - ⑤その他
 - (4)閉会

1 平成26年度事業評価監視委員会の予定について

事務局より委員会の予定の説明を行い、了承された。

2 平成26年度審議対象とする事業及び抽出方法等について

事務局より委員会規約第2条(3)で定める抽出審議について、その具体の取扱いについて提案し、了承された。

3 第2回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 対象事業は、11事業、全て農業農村整備事業であり、再評価3件、事後評価8件である。

再評価については、過去に事前評価・再評価ともに審議を行っていない「たん水防除事業・宝南地区」を優先的に抽出する。残る2件は、ともに平成29年度を完了予定としているが、進捗率が低いこと、事業の見込みがB判定となっており、内容を確認したところ、名鉄交差部やNTT光ケーブル移設等の協議を残し、施工に時間を要するなど、阻害要因が認められることを考慮し、「かんがい排水事業・中井筋地区」を抽出する。

事後評価については、過去に事前評価・再評価ともに審議を行っていない「農村活性化住環境誠意事業・みはま地区」及び「経営体育成基盤整備事業・東境銀河地区」を抽出する。残る6件は、事業種別のバランスを考慮することとし、事業内容から「かんがい」「排水」「水質保全」「区画整理」に分類する。「かんがい」と「水質保全」は該当事業が1件であるので、「かんがい排水事業・豊川総合用水地区」及び「水質保全対策事業・東井筋地区」を抽出する。次に、「排水」は3件あるが、最も事業規模の大きい「たん水防除事業・吉良中央地区」を抽出する。最後に、「区画整理」は3件が該当するが、過去に未審議の「みはま地区」「東境銀河地区」を抽出しているため、「豊橋第2地区」は除外する。

以上、再評価から2件、事後評価から5件、抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1) 下水道事業

①下水道事業の費用対効果の算出方法について

下水道課から説明。

特に意見なし

②下水道事業：日光川上流流域下水道及び新川西部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 今回のマニュアルから道路側溝の覆蓋化を便益に含むことになったとのことだが、道路側溝の蓋には自動車が脱輪しないようにする等、交通安全上の役割もあるのではないか。

[県] 道路側溝の蓋には交通安全上の役割もあり、覆蓋化費用の全てを下水道事業の便益と見なせないかもしれない。一方で、下水管の埋設にあわせて舗装を直す等、街がきれいになるという効果もあるが、これらは便益に含んでいない。ひとつの割り切りとしてこの便益算出方法を採用している。

[委員] 日光上流、新川西部ともに事業期間が長期化している。遅れの理由は、市町村が事業費を確保出来なかったとしているが、これからの見通しとしてどのように取り組んでいくのか。

[県] 事業期間短縮に向けて、市町村への支援をしていかななくてはならないところであるが、技術的な支援にとどまっている。

国から通達が出ており、下水道整備を真にやるところを整理した上で、いかに早くやるかということを求められている。今回の委員会には間に合わないが、平成28年度末を目標に市町村が住民の方の意見を踏まえた計画の見直し作業を始めたところである。必要があれば今後ご説明をさせて頂きたいと考えている。

[委員] 例えば、平成28年度までに見直すのであれば、その1年後の平成29年度には再評価をうけることとして欲しい。

[委員] 下水道普及率について、県の西部が低い。何か理由はあるのか。

[県] 流域下水道は三河部が先行したが、ゼロメートル地帯では雨対策を優先する必要があったことや、小さな自治体が多く処理場の位置も含めた計画の合意に至るまでに時間を要したためと考えられる。

[委員] 事業の見直しを行うにあたって住民の意見を聴くとあったが、どのように取り組むか考えがあればお聞かせ願いたい。

[県] これからの整備は多くが市街化調整区域になる。いま住んでいる住民が、将

来にわたってその地域に住み続けるのかといったことや、下水道を整備した後接続していただけるのか等、パブリックコメントを行うなどして、合意形成していきたい。具体的には市町村毎にやり方があると思うが、何らかの形で地域に住んでいる方のご意向を踏まえてやっていきたい。

[結論] 日光川上流流域下水道、新川西部流域下水道ともに、速やかに計画の見直しを実施し、計画の見直し後再評価を受けることを条件に対応方針（案）について、了承する。

(2) 林道事業

①林道事業の費用対効果の算出方法について

森林保全課から説明。

特に意見なし

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：手澤線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 森林整備促進便益の中の山地保全便益の説明で、砂防ダムという言葉を使用しているが、砂防法を根拠とする砂防事業のダムを指すのか、それとも、もう少し広くとらえて治山ダムも含むのか。また、ダムには床固工のような構造物も含むのか。言葉の定義を教えてください。

[県] 今回便益として見込んでいるのは土砂の流出防止機能であり、裏のポケットで土砂を溜める砂防ダムを想定している。治山ダムは、山脚を固定し、森林の維持造成を図ることを目的としているため、治山ダムや床固工は含んでいない。

[委員] 便益の計算において、砂防ダムという言葉を使うのが一般的なのか。

[県] 以前より一般的に使っている。

[委員] 平成 36 年まで事業を実施し、その後 40 年程度道として使用する想定という理解で良いか。

[県] はい。

[委員] 事業効果として木材生産等便益などを見込んでいるが、高齢化や人口減少が進行する中で、実際に林業や林道の維持管理が適切に行われるのか懸念される。計算上はそうかもしれないが（効果が期待されているが）、現実的なのか。

[県] 確かに山間地域の人口は減少傾向にあるが、森林組合を就職先として選択する若者が出てきていることなど、明るい兆しもある。また、機械化も進んでいることから、林道を利用した効率的な施業により、計算で示したような効果は見込めると考えている。

[委員] 最初から2工区体制で実施できなかったのか。そうすることで事業完了を早めることができたのではないのか。

[県] 2工区体制で実施することが理想ではあるが、県全体で9路線を代行林道事業で開設中であり、予算が縮減される中で本路線のみに集中投資することができない状況である。予算に応じてということにはなるが、国の経済対策のような補正予算等があれば、それを活用して2工区同時に施工し、進捗率を高めていきたいと考えている。

[委員] 予算に応じてということは、今後は毎年2工区体制で実施するというわけではないのか。

[県] 必ず2工区体制で実施するというわけではない。また、お示ししているのはあくまでも事業費であり、2工区体制とした場合は事業費も分割して実施することになる。1工区体制でも2工区体制でも、事業費が同じであれば進捗自体は変わらない。

[結論] 継続を了承する。

【事後評価の審議】

(3) 公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：浅井住宅、岩崎住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 応募倍率が高いから県営住宅の必要性が高いという説明であったが、応募出来る要件はどのようなものか。応募者は要件を満たさない者を除いた数字か。

もう1点、説明資料12頁にある最低居住面積水準以下で生活している世帯の割合が減少したと評価しているが、評価対象の2住宅以外と比較するとどうか。

[県] 応募時の要件として、所得制限がある。なお、扶養家族の人数や障害等の等級によって、所得を算出する際の収入からの控除額が決まるため、一概に収入いくらまでとは言えない。また、当選が決まってから要件を満たしているかを審査しているが、要件を満たしていない者は少ないと聞いている。

面積的な整備水準については、従前の入居者の家族構成を勘案しながら、最低居住面積水準を満足できる最低限の広さで事業を行っている。

[委員] 応募倍率の算出要素には、基準を満たしていない応募者も入っている可能性があるため、この数字だけで必要性を論じるのは弱い。

もう1点の最低居住面積水準に関する事だが、近隣の一般的な世帯の水準と比べてどうなのか。

[県] 最低居住面積水準を達成しているかどうかは家族構成で決まる。評価対象の2住宅のように建替えたものは、最低居住面積水準をほぼ達成しているが、昭和40年代前半の建物の場合は、水準以下の世帯も数多く残っている。平成以降の県営住宅は一定の水準を確保している。

[委員] 説明資料10頁のグラフの中で、入居世帯の中に低額所得者という言葉に合わない世帯年収600万円以上の人も入居しているがなぜか。

[県] 家族構成により入居できる収入基準が異なるためである。これは、世帯の収入から、扶養している家族1人につき一定額控除して所得を算出し、入居要件を判断しているからである。家族が多い場合や障害をお持ちの方がいる場合は、単身世帯や2人世帯より収入が多くても入居出来ることとなる。

[委員] 世帯の年間収入はどのようにして調べるのか。

[県] 県営住宅の家賃は収入から扶養家族等を控除した所得により家賃が決まる制度となっているため、毎年収入を申告してもらっており把握している。

[委員] 調書では、応募倍率や高齢者の入居等の指標によって目標を達成となっているが、真に住宅に困っている人は入居出来ているのか。例えば、平成13年に高齢者の居住の安定確保に関する法律が出来ているが、収入の無い高齢者が入居した場合、終身で居住する事は出来るのか。

[県] 高齢者の方についても、所得で判断する。収入が超過すれば、退去して頂くことになるが、収入が低ければ、継続して居住することができる。

[委員] 低額所得者にも、生命保険等の一時的な収入により基準を超過する事もあると思う。高齢者の居住の安定確保に関する法律の趣旨を見ても、終身安心して住まいを確保出来るかという事が、県営住宅の役割だと考える。

もう1点、住生活基本法の第12条では『国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。』とあるが、県営住宅では何か行っているか。

[県] 県営住宅には、すべての団地に規模に応じて集会所を設置している。建替時は自治会の要望を聞き、出来る範囲内において対応し、コミュニティー形成のためにハード面の整備を行っている。

[委員] 応募倍率が高いという事は、それだけ入居出来なかった人がいるということである。住宅セーフティネットであれば、より多くの人を救うために、住戸面積を小さくして住戸数を多くする等、事業計画を立てる際に検討されるべきと思うがどのように考えているか。

[県] この後実施している住宅に関しては、世帯の人数が少ないことが多く、3DKから2DKへの見直しを行っている住宅もある。

[委員] そうしますと、調書の同種事業に反映する事項については、『なし』ということの良いか。

[県] 今回、評価をお願いしている2住宅からは、面積を小さくした方が良かった結果は出ていないため、『なし』である。

[委員] 来年の公営住宅等整備事業の事業評価では、調書の同種事業に反映する事項の欄に面積に関することが記載される可能性があるか。

[県] 建替事業のため、既存の居住者の家族構成を調査した上で3DKや2DKを決定している。2～3年前あたりから事業計画時の調査で高齢単身者等の少人数世帯がやや増えている傾向はあるものの、来年度の事業評価では、10年以上前に事業計画を立て、平成22年に完成している住宅が対象となるため、近年の傾向を調書の同種事業に反映する事項として記載することはないこととなる。

[委員] 例えば、2DKを増やして住宅が小さくなったときの余剰地について、一部

を売却又は賃貸するという選択肢はあるのか。売却や賃貸が出来れば、公営住宅等整備事業の収支が改善するだろうし、他の事業にも財源が回ることになる。

[県] 建替により高層化する事が困難な小規模な団地については、いくつか売却や社会福祉施設への賃貸を行っている。また、本日諮問している岩崎住宅においても、敷地の一部を社会福祉施設に賃貸するという事で進んでいる。

[委員] 駐車を1住戸1台整備されているとの事だが、高齢者の方も多く入居しており、車を使わない人もいるだろう。駐車場の利用率はどの程度か。利用率が低いのであれば、100%の整備は必要ないと思うが、どのように考えているか。

[県] 2住宅については、手持ちに資料が無いので駐車場の利用率が分からない。全体としての話となるが、高齢化等に伴い駐車場の利用率が低下傾向にあると認識している。しかし、やむを得ず2台目の駐車場が必要な方にお貸ししている。

[委員] 様々な角度から無駄がないよう、事業計画を立てる際に検討して欲しい。

[委員] 先ほど、余剰地を売却又は賃貸しているといった説明があったが、住宅セーフティネットという観点からは、高齢者や障害者が多く住んでいるため、災害時等の万一の際には、避難しやすさや、停電によりエレベーターが動かなくても生活出来るように、低層な住宅のままにするという論点もあるかと思う。今般は、災害に対する備えを想定に入れておくべきであり、事業計画時にはそのような点も考慮されるようお願いする。

[委員] 今後、県営住宅が住宅セーフティネットに役立っているかの検証をより深くお願いする。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【事後評価の審議】

（４）農業農村整備事業

①農業農村整備事業（土地改良総合整備事業）：野田地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] わかりやすかった。効果も目に見える形で、地元の方にも聞いていて良かった。同種事業に反映すべき事項がないという点については、前の審議事業も

そうだが、評価の良いところと悪いところがあると思うので、PDCAを回して、県全体を良くしていくものだと思う。次への課題として反映すべきものをあげるともっと良くなると思う。

[県] 一般的な工事を行ったものなので、他の事業に反映することはないとした。

[委員] サンテパークたはらは、市の直営か。

[県] 田原市の直営である。直売所などは、JAに委託している。

[結論] 評価書（案）のとおり対応方針（案）を了承する。

以上